

開示を希望される方へ

## 診療記録等の開示手順について

### 開示申請ができる範囲

診療を目的として作成された診療記録（診療録、看護記録、検査記録、画像データ等）  
※他の医療機関で作成された文書及び画像データは開示の対象外となる場合があります

### 開示申請ができる方 ◎患者さんご本人を原則としています◎

- 1、患者さんご本人（満 15 歳以上）
- 2、実質的に患者さんのお世話をしている親族またはそれに準ずる方  
※患者さんが満 15 歳以上の場合は、成年後見人または判断能力に疑義がある場合を除き患者さん本人の同意が必要となります
- 3、患者さんのご遺族（配偶者、子、父母及びこれに準ずる方）
- 4、患者さんの法定代理人（親権者、後見人、保護義務者）  
※患者さんが満 15 歳以上の場合は、成年後見人または判断能力に疑義がある場合を除き患者さん本人の同意が必要となります
- 5、患者さんご本人の代理権を得た弁護士や保険会社

### 開示申請をお受けできない場合

当院では原則開示の方針で臨んでおりますが、以下の理由等で開示することが明らかに妥当性を欠くと認められる場合においては、全部または一部を開示できないことがあります。

- 1、対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が第三者の利益を害するおそれがあるとき
- 2、診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき
- 3、前 2 号のほか診療情報の提供、診療記録の開示を不相当とする相当な理由が存在するとき

## ✚ 開示手順（流れ）について

### 1、開示受付

開示のご相談・お申込みは総合受付へお願いいたします。（診療情報管理室にて対応いたします）

開示請求をされる方は、当院所定の診療記録等の開示申込書をご記入の上、必要書類をご提出ください。

### 2、開示可否の決定

当院が申込書を受理した日（必要書類が完備した日）から約2週間程度で結果のご連絡をさせていただきます。主治医及び管理者の許可が必要となっています。

### 3、写しの交付

ご連絡後、開示資料の引き渡しを行いますので、総合受付までお越しください。その際に、申請された方の身分証明書を再度確認させていただきますので、ご持参ください。

診療記録等の開示には費用が発生します。結果のご連絡の際に金額をお知らせし、引き渡しの際にお支払いいただきますのでご了承ください。

## ✚ 開示申請に必要なもの

患者本人	・ 患者本人の身分証明書
患者家族	・ 請求者の身分証明書 ・ 同意書または委任状（満15歳以上の場合） ・ 続柄を証明するもの（本人の住民票・戸籍謄本等） ※証明書は発行してから6か月以内のもの
法定代理人	・ 請求者の身分証明書 ・ 同意書または委任状（満15歳以上の場合） ・ 法定代理人であることを証明する書類
法律事務所 保険会社 委託会社等	・ 請求者の身分証明書 ・ 同意書（原本または原本証明）または委任状 ・ 依頼文書

・ 身分証明書・・・運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカードなど氏名、生年月日、住所が記載されているものをご提示ください。

## ✚ 開示に係る手数料

別表「診療情報開示請求手数料 一覧」をご確認ください。

## ✚ 開示請求受付・開示実行について

受付時間・・・平日 午前8時30分～午後5時まで

申請及び実行場所・・・総合受付（対応は診療情報管理室職員が行います）

## ✚ 紙カルテについて

長期間受診のない場合、保管期間対象外となり廃棄していることがあります。予めご了承ください。（必要に応じて不存在の証明書を発行いたしますので、お申し出ください。）

## ✚ 郵送でのご対応について

ご自宅が遠方などの理由で来院が困難な場合は、郵送でのお申込みも可能です（送料は請求者のご負担となります）。下記まで診療記録等の開示申込書を必要書類とともに送付ください。後日担当者からご連絡いたします。

宛先	〒895-0005 鹿児島県薩摩川内市永利町 4107-7 川内市医師会立市民病院 診療情報管理室 カルテ開示担当 宛
----	---

## ✚ 診療記録等の開示に関する問い合わせ

診療情報管理室 カルテ開示担当

連絡先：0996-22-1111（代表）

受付時間：平日（祝日を除く）8：30-17：00